

青森大学における経済的に修学困難な者に対する奨学に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人青森山田学園奨学生規程第3条第1号に定める経済的に修学困難な者に対する奨学生の選考の基準等に関して必要な事項を定める。

(選考の基準)

第2条 前条に定める奨学生の選考は、青森大学の学生で次の第1号から第4号までのいずれかに該当し、かつ、成績、人物ともに優れている者より行う。

- (1) 生活保護法による被保護者に属する者で、経済的理由により修学が困難であること。
- (2) 交通遺児等で経済的理由により修学が困難であること。
- (3) 家計の急変により修学が困難であること。
- (4) その他保護者の所得が著しく低く、修学が困難であること。

2 新入生に関する詳細な基準及び申請手続き等については、学長が別に定める。

(奨学金の額)

第3条 前条各号に該当する事由による奨学金の額は、授業料の5割以内とする。

(経済的に修学が困難であることの証明)

第4条 奨学生となることを希望する者は、前条第1号から第4号の規定に該当することを証明する書類を提出しなければならない。

(奨学金の割合)

第5条 クラブ活動に関して奨学生となる者が、経済的に修学困難なことによる理由も併せて奨学生となるときは、奨学金の額について、それぞれの理由ごとの割合を定めなければならない。

2 前項の奨学金の割合の定めについては、大学運営会議が審議し、学長が理事会に諮るものとする。

附 則

この規則は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成27年4月1日から施行する。